

大川原化工機事件に係る東京高裁判決を踏まえた 警察庁及び最高検察庁の報告書について（法解釈部分）

- 今後、法解釈について経産省当局との連携強化を強調
- CISTEC 関係委員会の「包括的要望書」内容とも合致

2025.8.18

CISTEC 事務局

大川原化工機事件に係る国家賠償請求訴訟の東京高裁判決は、上告期限の 6 月 11 日まで
に上告されず確定したが、多々論点がある中で、外為法の関係法令等の解釈のあり方につ
いても、重要な示唆がなされたところである。

これについては、以下の解説資料で紹介している。

◎大川原化工機事件に係る国家賠償請求訴訟の東京高裁判決（確定）の法解釈部分につ
いての解説（2025.8.8）

https://www.cistec.or.jp/service/houtaikei_saikochiku_data/20250808.pdf

他方、確定判決を受けて警察庁、警視庁、最高検察庁が、それぞれ本件捜査、立件に関
する検証を行い、再発防止策も含めて報告書を公表していることも、上記資料で紹介した。。

【警察庁】「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察庁外事課における対応の反省事項と公
安・外事部門の捜査における再発防止策について」（2025.8.7）

<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/20250807saihatubousihoukokusho.pdf>

【警視庁】「国家賠償請求訴訟判決を受けた警察捜査の問題点と再発防止策について」
（2025.8.7）

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/keiyaku_horei_kohyo/oshirase/taisaku.html

【最高検察庁】噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件における捜
査・公判上の問題点等について（2025.8.7）

・ 本文 https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/20250807_1.pdf

・ 概要 https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/supreme/img/20250807_2.pdf

その内容を見ると、警察当局内の情報共有や経産省当局との連携の不足について深く反
省すべき点があるとして、詳細な再発防止策を打ち出している。

警察庁報告書では、警察庁自らの都道府県警への横断的な関わりと経産省当局との連携
を強化するとしているほか、最高検察庁報告書においても、検察官自らが法解釈について
所管行政当局担当者から聴取するとしている。

これらの点は、CISTEC 関係委員会が以前より「包括的要望書」(2024.1)で要望していた「政府内での認識共有、連携強化」の点にも合致するものであるため、ここで紹介する。

【全体の構成】

- I 警察庁、最高検報告書で示された「反省事項」と再発防止策
- II CISTEC 関係委員会からの「包括的要望書」にも合致

I 警察庁、最高検報告書で示された「反省事項」と再発防止策

■警察庁報告書における外為法令の解釈とその適用に関する「反省点」

【警察庁の役割】

○警察庁報告書では、都道府県警との関わりの上での警察庁の役割として、以下の点を指摘している。

●一般的刑事事件における関わり

「警察庁は、国家的又は全国的な見地から、都道府県警察の活動が一定の目的に沿って統一的に行われるよう調整するなどの観点から、都道府県警察に対する指導助言を行っている。調整の具体例としては、犯罪の取締りにおいて全国斉一を期するため、関係法令の統一的適用解釈を定めることが挙げられる。この警察庁の役割に照らせば、都道府県警察が行う事件捜査の過程で、適用しようとする法令の解釈を明らかにするための制度所管省庁との協議につき、国家的又は全国的な見地から警察庁の関与が必要な場合には、当該都道府県警察のみで実施するのではなく、警察庁が主体的に関与することとなる。」

●不正輸出事件における関わり

「不正輸出事件捜査は、国家安全保障に直結する性格があるなど国家的な性質を有するものであり、警察庁外事課においては、一般の刑事事件の捜査とは異なる扱いをしている。具体的には、警察庁外事課は、不正輸出事件捜査に関し、都道府県警察が捜査の端緒となる情報を把握した時点から報告を求めるとともに、捜査による社会的反響や他の都道府県における各種動向への影響等を踏まえつつ、捜査の進捗状況の報告を受け、国家的又は全国的な見地から都道府県警察に対する指導助言を行うこととしている。(中略)

不正輸出事件捜査の節目において、大きな社会的な反響が予想される場合には、外事情報部長や警備局長等に報告することとしている。」

【警察庁としての関与、指導についての「反省事項」】

○他方、今回の大川原化工機事件については、警視庁外事当局から警察庁の外事課に対す

る報告への対応に関して、各局面について、以下のような問題を指摘している。

- ・「捜査機関解釈」の採用局面では、経産省当局との協議内容、問題点、担当検事からの経産省解釈に関する指摘等についても報告がなされてはいたが、外事課幹部まで報告されず、また経産省への照会、経産省との協議への参加などもなされなかったこと。
- ・捜査、聴取の局面では、大川原社関係者の供述状況と、「捜査機関解釈」の適用上の問題点（殺菌できるまで温度が上がらない）について、外事課長も含めて報告がなされたが、慎重な吟味・検討がなされなかったこと。

【警察庁としての再発防止策】

- 警察庁報告書のp 6以下で、上記の反省事項を踏まえた再発防止策が示されている。

大別して、以下の2つの柱になる。

(1) 不正輸出事件捜査の在り方の見直し

(2) 公安・外事部門における適正捜査を確保するための体制の整備等

- 上記(1)のうちの、外為法の法解釈と運用に関する経産省当局と警察当局との連携に関する部分については、産業界やアカデミアにとっても大きな関心事項である。

ア 経済産業省との緊密な連絡・調整

- 都道府県警察が、大量破壊兵器関連物資等に関する不正輸出が疑われる事案について情報を入手した場合には、速やかに経済産業省に通知し、原則として、調査を求め、必要に応じて、指導、警告等、同省としての対応を要請する。
- 捜査を行う場合には、控訴審判決で指摘された諸点を踏まえ、以下の点を含めて経済産業省に確認する。
 - ・ 同省における当該規制の明確な解釈
 - ・ 国際輸出管理レジーム合意の原文と国内法令との齟齬の有無
 - ・ 同省における当該規制の周知の状況や、過去の同種貨物の輸出行為に対する指導、勧告等の状況
- 警察庁と経済産業省の幹部が、平素から外為法違反取締りの在り方について意見交換を行うとともに、都道府県警察が同省と協議を行うに当たっては、警察庁外事課の担当者が協議に参画し、必要な調整を行う。

イ 不正輸出事件捜査における評価の在り方の見直し

大量破壊兵器関連物資等に係る不正輸出対策の評価においては、検挙に至ったか否かにとらわれることなく、経済産業省等と連携した未然防止に係る成果が認められた都道府県警察についても、積極的に評価する。また、好事例については、全国の公安・外事部門に共有する。

ウ 取調べの録音・録画 (略)

【最高検察庁としての再発防止策】

- また、最高検察庁の報告書における再発防止策でも、捜査の上での法令解釈について、次のように述べられている。趣旨、方向性は、警察庁のそれと概ね同じと思われる。

2 適正な検察権行使のために必要となる視点

(3) 法令解釈（p 51）

行政法規違反の事案（特に構成要件の一部が省令に委任されているもの）のうち、当該行政法規の解釈が問題となり得る事案については、当該行政法規の所管行政庁が発出する通達・通知等を確認することが必要であることはいうまでもないが、特に、当該行政法規違反の事実で立件・起訴された先例が乏しく、当該行政法規の解釈に関する司法判断が示されていないような場合には、検察官が自ら、所管行政庁の担当者から、当該行政法規の解釈に関する事項を聴取するなどし、慎重かつ十分な検討を行う必要がある。

併せて、当該行政法規の規制対象となる業界における事業活動の実態や各種申請手続・審査の実情等も把握する。

3 今後実施する具体的取組

(3) 行政法規違反の事案における法令解釈に関する通知の発出（p 54）

行政法規違反の事案のうち、当該行政法規違反の事実で立件・起訴された先例が乏しく、当該行政法規の解釈に関する司法判断が示されていないような場合には、検察官が自ら、所管行政庁の担当者から、当該行政法規の解釈に関する事項を聴取するなどし、慎重かつ十分な検討を行う必要があること、その検討に当たっては、規制の趣旨・内容（罰則をもって対処する必要のある行為として想定される行為の内容を含む。）等を的確に把握し、これを十分に踏まえること、また、行政法規の罰則のうち、構成要件の一部である義務規定や禁止規定の具体的内容が省令に委任されているものについては、①他の同種の規制における規定ぶりとの異同（異なる場合にはその理由）、②当該省令に係る規制が国際的な規制の枠組みに基づくものである場合には、同枠組みの趣旨・内容、同枠組みや他国の規制と我が国の当該規制との異同（異なる場合にはその理由）、③国民（特に当該規制の対象者）に対する周知の程度（当該規制の対象者における当該規制の内容に関する一般的な認識等を含む。）等に関して十分に検討することについて、全国の検察庁に向けて通知を発出し、全国的に統一的な対応を実施することとする。

- 上記の再発防止策を踏まえると、政府全体としての不正輸出対応の変化については、次のようにまとめることができると思われる。

①第1点：不正輸出事案は、原則として、経産省の調査、指導、警告が先行する。

- ・従来は、警察当局が端緒を得た事案については、警察当局の捜査、立件で処理され、経産省の調査が先行することはほぼなかった。

- ・ 今後は、端緒を警察当局が得た事案でも、原則として経産省の調査が先行することになる。

②第 2 点：警察当局が捜査する場合でも、経産省当局と解釈の明確性、レジーム合意との齟齬、各国規制との異同、産業界等への周知状況、産業界のプラクティス等を十分検討した上で行う。

- ・ 悪質事案や法益侵害の程度が大きい事案等（エンドユース・ユーザーの懸念性が高い等）については、従来通り、警察当局の捜査が先行することになると思われる。
- ・ ただその場合でも、高裁判決で輸出管理行政の基本として示された罪刑法定主義等に照らして、解釈の明確性と周知状況、レジーム合意との齟齬、他国規制との異同（異同ある場合はその理由）、業界における事業活動の実態や各種申請手続・審査の実情等まで含めて慎重に検討されることになる。
- ・ 近年の輸出管理規制は、国際レジーム合意の反映だけでなく、複数パターンの同志国連携を反映したものや独自規制的なものもあるので、規制趣旨・背景も含めた解釈の明確性（該非判定の上での明確性も含む）、レベルプレイングフィールド原則との関係、産業界への周知度合い、法律の授權範囲等、様々な観点から検討がなされるものと思われる。

③第 3 点：検挙よりも未然防止への寄与を積極的に評価する。

- ・ これまで、検挙したことを評価基準としており、これは、毎年警察白書等において、「〇件検挙した」ということが公安・外事行政の成果として強調されていたことに表れており、これが都道府県警察にとっても心理的プレッシャーになっていたと想像される。
- ・ 安全保障輸出管理の根幹は、懸念用途・ユーザーに懸念品目を渡さないという点にあるが、「無許可輸出」で立件しようとすれば、該非判定が関係してくる。通常は、警察当局は「懸念用途・ユーザー向けに該当の懸念品目を輸出した」ことを捉えて（＝法益侵害が高い事案を対象にして）捜査、立件するというのが一般的である。
ところが、検挙自体が自己目的化すると、通常の民生用途・ユーザー向けであっても、法解釈や該非判定を間違えたことだけを以て「無許可輸出」に問うて捜査を行うというやり方を警察当局が安易に指向しかねないかが懸念されていた。それによって捜査等がなされる場合には、実質的法益侵害がないにも拘わらず、それだけで銀行融資、取引の停止等、経営上深刻な事態に追い込まれかねない。
- ・ 今回の大川原化工機の事案は、そのような懸念が現実化したものであり、用途・ユーザーには懸念性がない中で、該非部分だけを問題とし、無理のある独自の「捜査機関解釈」に立ったものであった。
- ・ なお、警視庁の捜査当局は、「都」の準備書面で、（訴訟で整理された論点からは外れるが）別途平行して、懸念用途・ユーザー向けに懸念品目を輸出した事案も捜査していたとして、大量破壊兵器等キャッチオール規制違反の可能性を捜査の動機と

して主張していた。しかしそのキャッチオール規制の解釈は、経産省と産業界との共通理解からは大きく乖離するものであったし、取引先は、米国でさえも懸念対象とする entity ではなかった。

- ・警察庁と最高検の再発防止策によって、上記のような検挙自体が自己目的化することによる捜査がもたらす混乱の解消が切に期待される場所である。

II CISTEC 関係委員会からの「包括的要望書」にも合致

■CISTEC 関係委員会による包括的要望書

○CISTEC の委員会活動における制度とその運用のあり方について検討し、当局との意見交換、改正提案など認識共有や周知のための活動を積極的に行っているあり方専門委員会及び制度専門委員会は連名で、昨 2024 年 1 月に、産業構造審議会小委員会での制度改正の審議を念頭に、以下の要望書（「包括的要望書」）を経産省当局に提出している。

◎「安全保障輸出管理の制度・運用のあり方について（包括的要望書）」（2024.1.16）

https://www.cistec.or.jp/service/cistec_teigen/meti_teigen2023/data/20240116-8%20%20.pdf

■包括的要望書での本件事案に関連する問題意識、改善要望

○その中で、「1. 輸出管理の実効性、効率性確保」の項目の中で、「第四点：懸念される最終用途・需要者に移転させないことが輸出管理の本質的目的であることの再確認」との要望を行っている。

制度運用の一般論に関する要望であるが、本件事案にも当てはまると考えられる。

■第四点：懸念される最終用途・需要者に移転させないことが輸出管理の本質的目的であることの再確認—「輸出者等遵守基準」の枠組みの活用

○輸出管理の本質的目的は、懸念品目を懸念用途・需要者に移転させないことであることは、輸出管理に関わる官民の関係者にとって共通認識だと理解しています。

○この観点から輸出された品目が、契約通りに懸念のない民生用途・需要者に使われていることが確認されるのであれば、法令や規制品目要件の理解、あるいは該非判定に仮にミスがあり、形式的には「無許可輸出」になったとしても法益侵害につながるものではなく、これについて、刑事的責任、行政上の厳しいペナルティを科すことは避けられるべきだと考えます。

もし、それでもご当局に刑事上、行政上の責任を問う姿勢が見られるのであれば、前述の通り、官民双方に大きな混乱が生じることになります。特に民間企業にとっては、行政上のペナルティはもちろん、刑事面での捜査等がなされる場合には、それだけで銀行融資、販売停止等、経営上深刻な事態に追い込まれてしまいか

ねません。

- もちろん、懸念のない民生用途・需要者に使われているからといって、該当品であることがわかっていながらのリードタイム短縮等のための無許可での輸出や、不正転売・転用のための虚偽申告、重大な過失による不正、輸出特例（少額特例等）の悪用等の場合には、ペナルティが科せられるべきことは当然です。

- 経産省ご当局におかれては、もともと上記のようなことは想定されておらず、法令の理解や該非判定に悪意のないミスが生じ得るという前提で、中小企業含めた輸出者に自主管理体制の構築、強化を求め経産省ご当局が指導を行うとの観点から導入されたのが、平成 21 年の外為法改正による「輸出者等遵守基準」であったと理解しています。

そこでは、すべての輸出者に該非確認責任者を置くことを求めるとともに、自主管理プログラム（CP）の構築に係る指針が示されています。その上で、該非判定含めて自主管理に問題があるご当局が認識した場合には、「指導・助言」、更には「勧告・命令」を行うとの枠組みが規定されています。

このような既存の枠組みを活用することにより、我が国企業の輸出管理水準の全般的向上を図っていくことが望まれるところですし、このような認識を官民で共有することが期待されるところです。

- 上記の点は、経産省ご当局だけでなく、刑事ご当局にもご理解いただくことが必須となります。刑事ご当局にとっても、経済安全保障の推進が図られる中で、重要技術の保護、営業秘密の漏洩防止等の面も含めて、産業界、企業とのコミュニケーションの強化が重要な課題になっていると認識しています。

上記でご説明した点で、刑事ご当局の姿勢に産業界側に疑念が生じることになれば、両者間の円滑なコミュニケーションの確保に大きな支障を生じる可能性があります。

- このような不幸な事態を回避するためにも、上記の点について政府内で認識共有が図られるよう、調整方お願い致します。

- 今回の警察庁と最高検の報告書における再発防止策は、上記の包括的要望書の問題意識、改善要望の方向性に合致するものと思われる。

今後、経済安全保障が一層重要な課題となり、その柱の一つである安全保障輸出管理もまた重要となっている中、上記の再発防止策が定着し、政府と産業界、アカデミアの間でのコミュニケーションが円滑なものとなることによって、悪質な不正輸出はもちろんとして、自主管理や官民連携の不足により、あるいは意図しない中での懸念性の高い輸出、技術提供の防止につながることが期待される

以上